

憲法・教育基本法 復習 記号問題10問

復習問題 次の条文が憲法であれば○，教育基本法であれば△，それ以外であれば×と右の欄に書きなさい。

1	すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。	○ 第26条1項
2	すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。	○ 第14条
3	国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。	△ 第5条1項
4	国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。	△ 第5条4項
5	経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。	× 学校教育法 第19条
6	すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。	○ 第26条2項
7	保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。	× 学校教育法 第16条
8	教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。	△ 第1条
9	校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。	× 学校教育法 第11条
10	教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。	△ 第16条1項